

南総地区の皆様へ

見守り支援始まる～安心生活創造事業～

南総地区では、国のモデル事業「安心生活創造事業」として、一人暮らしの高齢者や障がい者等を対象に、見守り活動を始めました。

安心生活創造事業とは、厚生労働省が指定した地域福祉推進市町村において実施している3年間（平成21年度～平成23年度）のモデル事業であり、悲惨な孤独死・虐待を発生させないための取り組みです。全国で58市町村、県内では千葉市と鴨川市においても実施しています。

市では、南総地区の小校区ごとに設置された「小域福祉ネットワーク」において実施方法の検討を重ね、牛久小校区と寺谷小校区では平成22年12月から、内田小校区と鶴舞小校区では平成23年2月から、安心訪問員による見守り活動を開始しました。戸田小校区と平三小校区でも準備が整いし見守りを開始する予定です。

アンケート調査結果がまとまりました

事業を推進するにあたり、市民ニーズ把握調査を行いました。御協力いただいた皆様ありがとうございました。

調査結果の概要は次のとおりです。

I 調査の概要

1. 調査目的

この調査は、南総地区における一人暮らしの高齢者や障がい者世帯への見守り支援、買物支援など安心生活創造事業に関するニーズ把握を目的に実施しました。

2. 調査設計

(1) 調査対象

南総地区の各世帯（世帯主が家族と相談して記入）

(2) 調査内容

① 世帯状況 ② ニーズの把握 ③ 個人情報の活用、共有に対する同意

(3) 調査期間

平成22年2月～3月

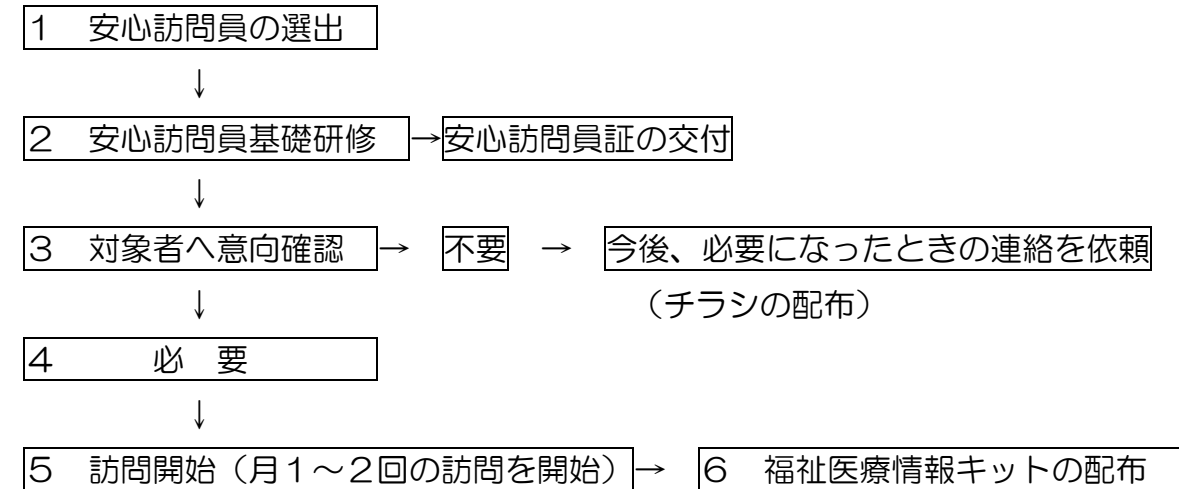
(4) 調査方法

「小域福祉ネットワークや町会などの協力による調査票の配布及び回収」と「郵送方式」の併用

3. 回収結果

回答率 66.9%（対象世帯数 7,563 世帯、回答世帯数 5,062 世帯）

◆見守り支援実施まで



◆安心訪問員

安心訪問員は、地域で活動をするボランティアです。社会福祉協議会が実施する安心訪問員基礎研修を受講し、安心訪問員証を携帯しています。

実際に見守りが必要な人のお宅に伺い、声かけや安否確認をします。

◆福祉医療情報キット



一人暮らしの高齢者や障がい者を対象に、「みまもりくん」（福祉医療情報キット）を配布します。

一人暮らしの方が急病で倒れてしまった場合、救急車を呼ぶことまではできたとしても、自分自身の情報を救急隊員に伝えることができません。

その人の病歴、持病、血液型、どんな薬を飲んでいるか、

緊急連絡先等の情報を救急隊員に確実に伝えるためのキットです。

筒型の容器に医療情報を記入した用紙と保険証のコピー、受診券のコピー、お薬手帳などを入れ、自宅の冷蔵庫に入れておきます。万一の場合には、救急隊が冷蔵庫を開け「みまもりくん」を持って搬送します。

<問い合わせ先>

○安心生活創造事業については

市原市役所 保健福祉部保健福祉課 地域福祉班 23-9768

○南総地区にお住まいで、見守りを希望する方や安心訪問員ができる方

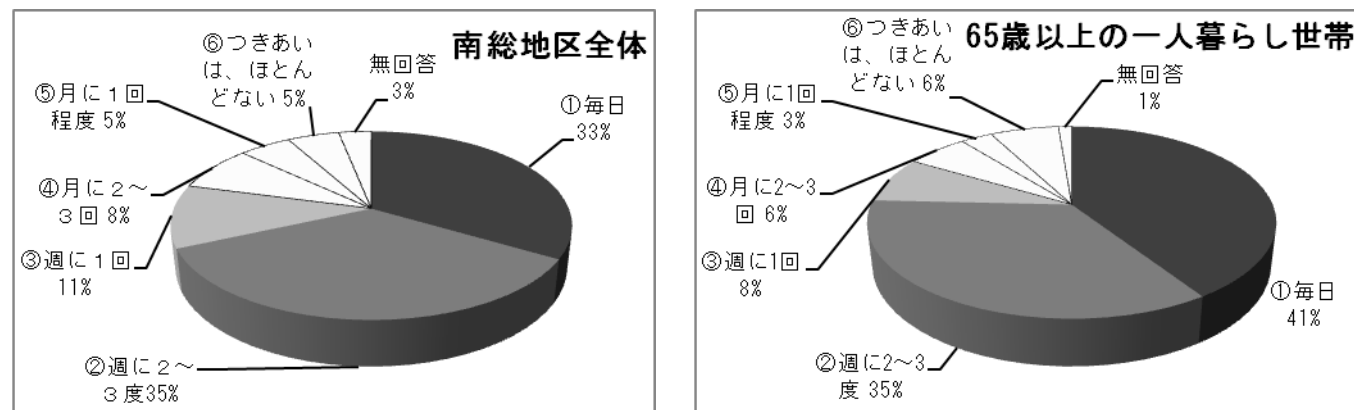
市原市社会福祉協議会 地域福祉グループ 24-0011

II. 回答結果（抜粋）

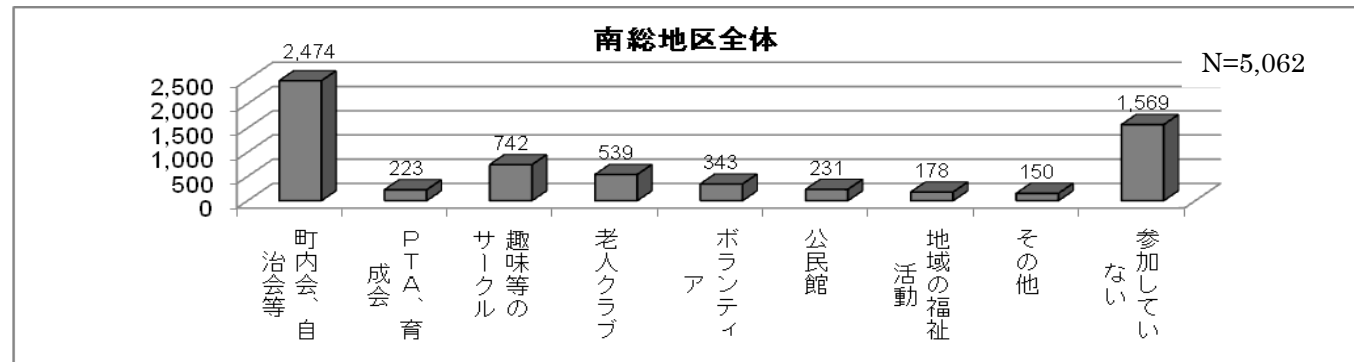
問：あなたが現在同居されている世帯は、次のどれですか？

	65歳以上の一人暮らし世帯	64歳以下の一人暮らし障がい者世帯	65歳以上の方と64歳以下の障がい者の方のみの世帯	65歳以上の方か、64歳以下の障がい者の方がいる世帯	左記4のうち、日中又は夜間1人になることが多い世帯	その他の世帯	無回答	計
全体	400	26	44	433	144	3,502	513	5,062

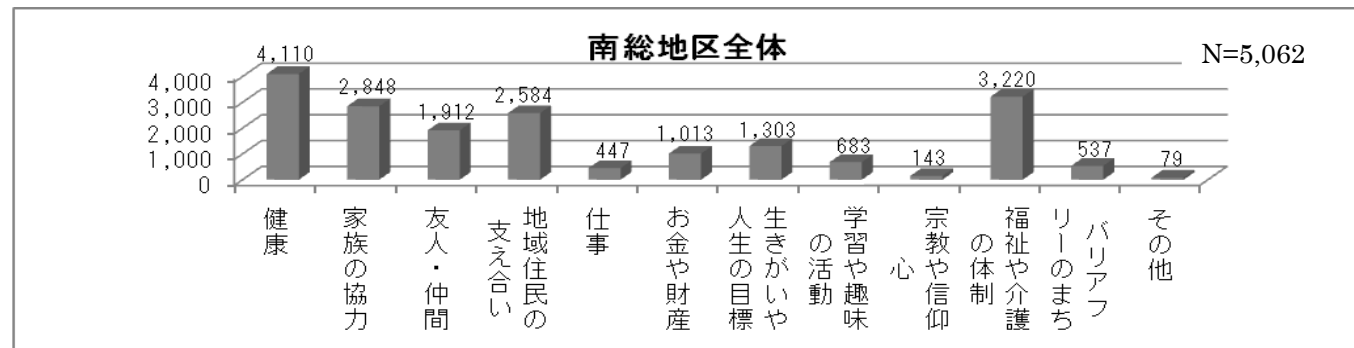
問：ふだん近所の人と、どのくらいの頻度で挨拶や話をしますか？



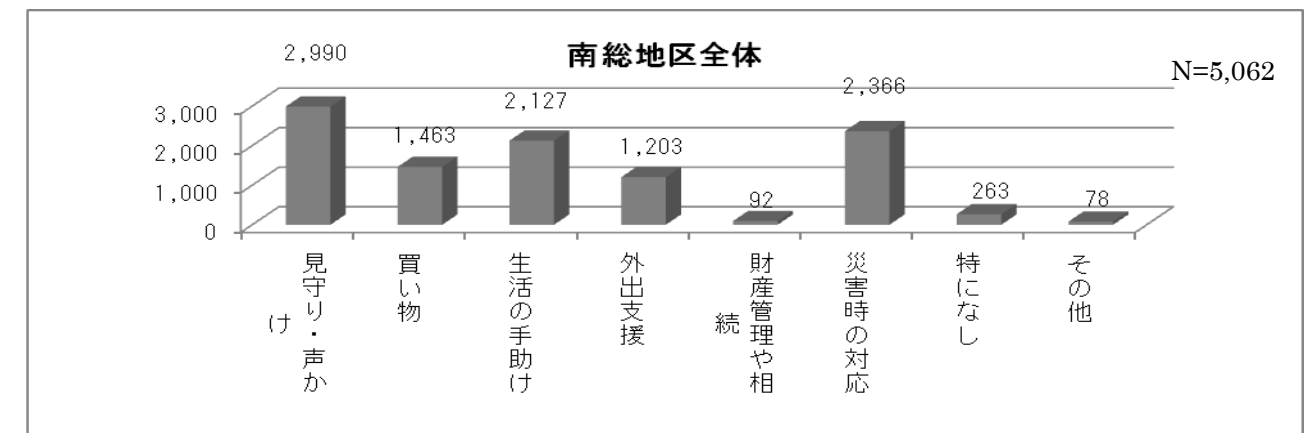
問：現在、地域活動に参加していますか？（複数回答）



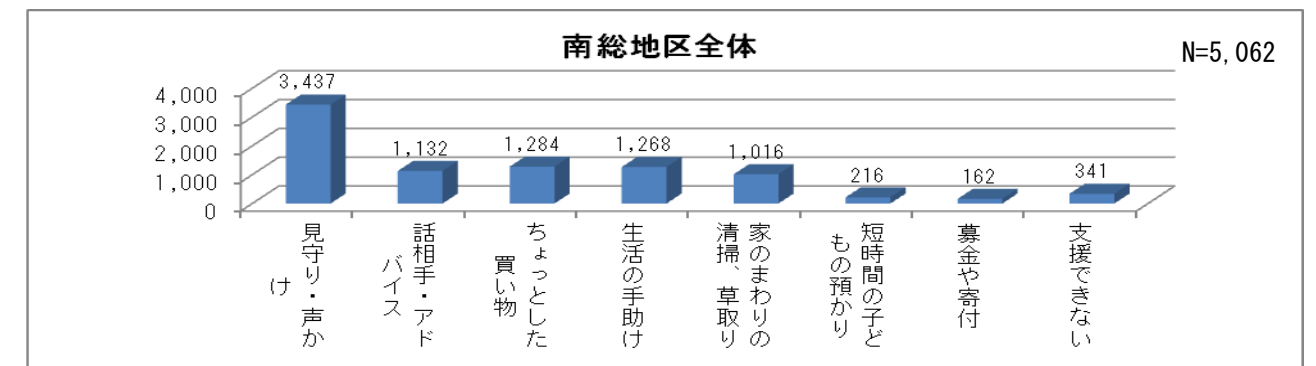
問：あなたは「高齢者」が地域で生活していくために、特に大切だと思うことは何ですか？（複数回答）



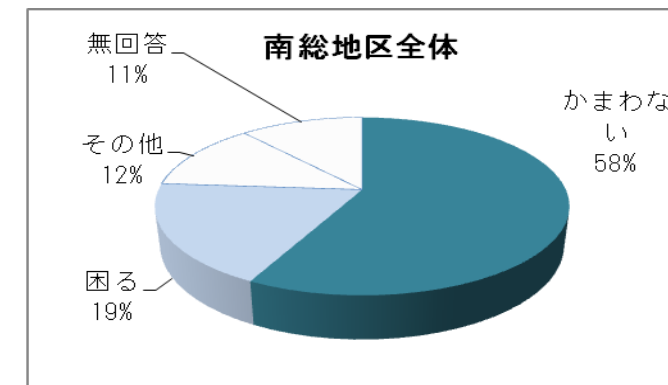
問：あなたが高齢になったときや、病気、事故などで、日常生活が不自由になったとき、地域で何をしたいですか？（複数回答）



問：地域で、高齢者や障がい者、子育てなどで困っている世帯があったら、あなたができることは何ですか？（複数回答）



問：あなたは、地震や台風などの災害時や、日常生活において、地域の見守りや助け合いなどが必要になったときに備えて、あなたの世帯の基本的な個人情報を、市役所が保管し、必要に応じ町会や民生委員、小域福祉ネットワーク等に連絡させていただいても構いませんか？



※この設問は、対象者の個人情報の提供を適正に取り扱うためのものです。
 「市原市個人情報保護条例」（抜粋）
 第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りではない。
 （2）個人本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

※設問のうち、特に高齢者の見守り活動に関連が高いと思われるものを抜粋して掲載しました。詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

市原市ホームページアドレス

<http://www.city.ichihara.chiba.jp/O50fukusi/ansinseikatsu.html>